

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和元年6月7日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市上京区一番町地区建築協定

2 申請者の氏名

内藤 みちよ

3 建築協定区域

京都市上京区仁和寺街道七本松東入一番町86番2から86番5まで、87番2、88番2、90番1、90番2、90番5、91番1、91番3、91番4、93番、93番3から93番14まで、93番17から93番19まで、96番、96番1、98番1から98番4、99番、99番2から99番13まで、101番、103番6、103番11、103番12、107番3、107番28、108番、108番1、108番4から108番6まで、108番9、108番10、108番13、108番15から108番17まで、108番22から108番30まで及び108番34並びに同区七本松通仁和寺街道上る一番町107番19、107番22、107番25及び108番33

4 建築協定区域隣接地

京都市上京区仁和寺街道七本松東入一番町85番、85番1、86番1、88番1、90番、90番3、90番4、93番1、93番2、97番、102番、102番1、103番1、103番10、107番、107番1、107番2、107番4、108番2、108番3、108番7、108番11、108番12、108番14、108番18から108番21及び108番31、同区七本松通仁和寺街道北入一番町107番12、同区七本松通仁和寺街道上る一番町101番3、107番17、107番20、107番21、107番23、107番24、107番26及び107番27並びに同区仁和寺街道七本松西入上る一番町108番8

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

令和元年6月7日付け第13-001号

8 縦覧期間

令和元年6月7日から建築協定書第11条に規定する有効期間満了日又は、法第76条の規定に基づく建築協定の廃止認可公告日までの、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）